

U I J ターン福島市移住支援金

【 必須要件 】

- ☐ 申請日が福島市の転入日（住民となった日）から1年以内である。
- ☐ 転勤・出向・出張・研修での移住ではない。
- ☐ 福島市に申請日から5年以上継続して居住する意思を有している。
- ☐ 福島市に移住する直近の1年間連続し、東京23区内に居住、もしくは東京圏に居住し23区内の企業等に通勤していた。

全員必要な書類	
1	移住支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
2	福島県移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い（第1号様式の別紙1）
3	移住支援金の交付申請に関する誓約事項（第1号様式の別紙2）
4	身分証明書の写し（運転免許証など写真付きの本人が確認できるもの）
5	移住元における在住の証明書類 ↳ <u>戸籍の附票の写し</u>、<u>住民票の除票</u> 等で住所の履歴・世帯情報を確認いたします。 ・過去の住所記録が表示 〇〇県〇〇市〇〇～ 住定日：平成〇年〇月〇日 〇〇都〇〇区〇〇～ 住定日：令和〇年〇月〇日 戸籍の附票（例） ・移住元の住民登録情報が表示 （住所・住民登録日 等） ・世帯主・続柄の確認 住民票の除票（例） 【 注意 】 ※婚姻等で転籍となっている場合は、婚姻前の戸籍の附票も必要となる場合がございます。 ※2人以上の世帯で申請する場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できる世帯主との続柄が確認できる世帯員全員の住民票の除票が必要です。 【 確認点 】 ☐ 過去10年間のうち、東京23区もしくは東京圏（条件不利地域を除く）に居住していた期間が<u>合算して5年以上</u>ある。また、<u>直前の1年間</u>は連続している。 ☐ 世帯で移住支援金を申請する場合、<u>世帯全員の住民票の除票に続柄が表示</u>されている。（世帯主・妻・子 など）
6	移住支援金の振込先の通帳等の写し（申請者名義のみ）

23区外の東京圏に在住し、23区内に通勤・修学していた方は
下記①～③の資料の添付が必要です。

①

東京23区外に在住し、23区内に通勤していた雇用保険の被保険者として雇用されていた方	
1	移住元で就業していた企業等の退職証明書 等 ※テレワークにより就業継続する場合は、在籍証明書をご提出ください。 【 必要な情報 】 ☐ 氏名・生年月日 ☐ 入社年月日 ☐ 退職年月日 ☐ 就業先・所属 ☐ 就業場所（通勤場所）の住所 ☐ 就業期間 ☐ 雇用保険被保険者期間 ☐ 就業先の名称および代表者職氏名、就業先本社（本店）の所在地
2	雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（ 離職票 等 ） 【 確認する情報 】 ☐ 氏名 ☐ 雇用保険被保険者期間 ☐ 就業先の名称

②

東京23区外に在住し、23区内で法人経営者または個人事業主であった方	
1	移住元で開業していたことがわかる書類（開業届済み証明書 等）
2	移住元での事業所所在地を確認できる書類（契約書 等）
3	雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（離職票 等） ※雇用保険に加入していない場合は、法人登記簿（代表取締役や役員などの記載）等、加入していない（できない）ことがわかる書類をご提出ください。

③

東京23区外に在住し、23区内において修学していた方（期間を算入する必要がある場合）	
1	移住元で修学していた大学等の卒業証明書 等
2	移住元で就労していたことがわかる書類（上記、①もしくは②の書類）

全員必要な書類

就業要件を満たしている証明書類の提出が必要です。
要件に合わせて、①～⑥のいずれかの書類をご提出ください。

①

・（福島県就業マッチングサイトより応募した）移住支援金対象求人での就業 ・または、プロフェッショナル人材事業による就業	
1	就業証明書（第2号様式の1）

②

テレワーク（下記、1もしくは2に記載の書類）	
1	企業から雇用されている場合 ・就業証明書（第2号様式の2）
2	個人事業主の場合 ・就業証明書（第2号様式の3） ・業務委託契約書などの業務状況がわかる書類

③

関係人口かつ就業	
1	関係人口である旨の申出書（参考様式）
2	関係人口の要件を満たすことが確認できる書類
3	就業証明書（第2号様式の4）

④

関係人口かつ起業	
1	関係人口である旨の申出書（参考様式）
2	関係人口の要件を満たすことが確認できる書類
3	個人事業開業を確認できる書類（開業届など）

⑤

関係人口かつ就農	
1	関係人口である旨の申出書（参考様式）
2	関係人口の要件を満たすことが確認できる書類
3	就農したことを確認できる書類 または、将来的な就農を目指して農業研修を受講していることがわかる書類

⑥

起業（福島県地域課題解決型起業支援金補助金を活用した方）	
1	起業支援金交付決定通知書の写し ※上記補助金の交付が決定されましたら福島県より交付されます。 【注意】 起業支援金の採択を受けて1年以内であり、転入後1年以内であること。 （転入と起業支援金採択の順番は問わない。）

【注意点】

- ・個人の事情によっては、このチェックリストに記載されているもののほかに、追加で書類の提出をお願いすることがあります。
- ・申請期限は転入した日から1年以内かつ、対象年度の申請期間内に上記の書類を福島市定住交流課までご提出ください。
- ・1年以上経過した後、遡って申請することはできません。
- ・予算には限りがあり、年度途中で申請受付を終了することがあります。
- ・全ての書類が揃った方から先着順に受理となりますので、ご了承ください。
- ・最新の情報を確認するためにも、証明書類は補助金申請日の直近の取得にご協力ください。